

# 壁土不燃化の経緯と概要

## — 伝統のある土壁が告示制定され、新しい展開を —

(一社) 日本左官業組合連合会 理事  
鈴木 光

### 1. はじめに

既に読者の皆様は、壁土<sup>\*1</sup>が告示に制定されたことを聞き及んでいると思います。ここで本誌に記載することは、壁土が告示制定に至るまで経緯と壁土の制度に関する概要をお伝えしたいと思います。また、日左連と国交省で編集し日左連のホームページに示してある、土壁<sup>\*2</sup>をどのように施工したらよいかを記載した「壁土を不燃材料として建築物に用いる場合の壁土仕上げ標準施工要領」(以下、土壁施工要領)というマニュアルも合わせて記載しています。

なお、本編では、見慣れない用語が多く出てきていますが、本編の最初に記載された見慣れない用語は、\*印ゴシック体として後述に解説として□囲いして示しておきますので、ぜひ参考にしてください。

### 2. 土壁の現状:今まで土壁をあらわしたホテルや旅館は不可能であった

施工要領書のはじめに以下の文言があります。太字で記載します。

建築基準法<sup>\*3</sup> 施行令<sup>\*4</sup> 第128条の5<sup>\*5</sup>により、特殊建築物<sup>\*6</sup>の一定の居室等は防火性能<sup>\*7</sup>を有するよう壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを一定の防火性能を有する材料とした仕上げとしなければならない。一方で、壁土については、「不燃材料を定める件」(平成12年建設省告示第1400号)(以下「不燃材料告示<sup>\*8</sup>」という。)等に位置付けられていなかったため、

- ① 土壁の既存建築物を店舗やホテル等に用途変更<sup>\*9</sup>する場合には、新たに\*内装制限<sup>\*10</sup>に係る規定への適合が求められ、壁の仕上げを土のままとすることが

できない

- ② 木造等の壁のボードの上に土を塗って仕上げる設計ができない等の課題があった。

ここで、重要なのは、①にあるように、例えばこまい下地で土壁仕上げの古民家をリフォーム・リニューアルして旅館やホテルにできないことでした。「私たちは土壁が燃えないなんて当たり前ではないかと？」と疑問に思いますが、いざ、設計士が建築確認申請<sup>\*11</sup>に行くと建築確認<sup>\*12</sup>がありませんでした。

また、②では、新築の建物で火気を扱う厨房や通路等でせっこうボード下地に土壁のあらわし仕上げ、例えば「切返し仕上げ<sup>\*13</sup>」等ができなかったのです。

でも、「それらしい仕上げはしていたよな？」とも感じているのではないのでしょうか？

その疑問は、不燃材料には告示に定めたものと国土交通大臣の認定(大臣認定<sup>\*14</sup>)を受けたものがあります。今まで、私たちは製造業者が検査機関に審査してもらった大臣認定の不燃材料の袋物の仕上げ材料を使用して仕上げていました。

まずは、今までできなかった、土壁の「あらわし仕上げ」の建物が、今回の改正で可能になりました。次にその経緯を記載いたします。

### 3. 告示化に至る経緯

壁土が告示に追加される経緯を、表1に記載します。今回の壁土の告示化に関しては、多くの方々の協力によってなされたものです。